

●香川県監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和4年3月1日

香川県監査委員 木下典幸
 同 大西均
 同 五所野尾 恭一
 同 都築 信行

令和2年度行政監査結果に対する措置状況

1 個別改善・検討事項

(1) リスク評価シート（該当する事務の選択）

意見	左に対する措置状況
リスクの有無は所属長の判断であるが、その参考となるよう事務実績がある場合の、リスク有無についての判断基準を示されたい。	所属長等を対象とした内部統制に係る研修会（以下「研修会」という。）において、リスク評価シートの作成方法やリスクの有無についての判断基準、年度途中でリスクの恐れがある事務が新たに発生した場合の取扱いについて周知した。
年度途中でリスクのおそれのある事務が新たに発生した場合の取扱いやシートの記載方法について検討されたい。	また、各所属が作成しているリスク評価シートについては、内部統制現地検査等において内容の確認及び必要な指導を行う。

(2) リスク評価シート（リスクへの対応の内容）

意見	左に対する措置状況
リスクがあるにもかかわらず対応策を定めないことは、内部統制の運用上、問題であることから、当該記載漏れ等の対策を検討されたい。	研修会において、リスク評価シート作成の際の留意事項について改めて周知するとともに、所属長によるリスク評価シート作成を支援するため、リスク評価シート作成システムにおいて、入力漏れがある場合にエラー表示を行うなど所要の改修を行った。

(3) 中間自己評価シート（不適切事項の原因及び改善方針）

意見	左に対する措置状況
中間自己評価での不適切事項の発生原因の多くが、認識不足、知識不足となっているので、その対応を検討されたい。	研修会において、繰り返し発生しているリスクへの対応について注意喚起を行うとともに、より実効性のある対応策の整備を推進するため、各所属における再発防止策の取組事例について紹介を行った。
	また、自己評価及び現地検査で確認された不適切な事務処理については、再発防止を図るため各所属において是正するとともに、対応策の見直しを行っている。

	<p>引続き、適正な会計事務の執行を図るため、職責や経験年数等に応じて、毎年度実施している一般研修（階層別研修）や会計事務研修について、研修内容等の改善を図りながら継続的に取り組む。</p>
<p>複数の所属で共通の原因で発生しているリスクについて、対応を講じられたい。</p>	<p>研修会において、複数の所属で共通して発生しているリスク等について注意喚起を行った。また、適正かつ効率的な会計事務の執行を図るため、財務会計システムの電子決裁化に合わせて事務手続きの見直しを行った。</p> <p>また、リスクの発生状況を踏まえ、所属長による自己評価を効果的・効率的に実施するためのマニュアル等の見直しを行った。</p>
<p>中間自己評価、統括評価者の検査及び財務監査結果から、再発のおそれがあるものについては、改善方法の指導を実施されたい。</p>	<p>研修会において、財務監査における指導事項など特に注意すべきリスクの再発防止やリスクの内容に応じた実効性のある対応策の整備等について注意喚起を行うとともに、引き続き、内部統制現地検査において、所属ごとのリスクの発生状況に応じた個別指導を行う。</p>